

相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 8 号

相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例

相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例(平成 1 3 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

別表第 1 第 1 項の表中	「		「		
		175, 700 円		228, 400 円	
		228, 400 円		296, 900 円	
		39, 500 円		51, 300 円	
		51, 300 円	を	66, 700 円	に改め、別表第
		7, 400 円		9, 600 円	
		11, 900 円		15, 400 円	
		7, 400 円		9, 600 円	
		11, 900 円		15, 400 円	
		5, 900 円		7, 600 円	
		9, 800 円		12, 700 円	
	」		」		

1 第 2 項第 2 号中「(1)」を「前号」に改める。

「

別表第 2 第 1 項の表中

7, 600 円
11, 000 円
11, 000 円
3, 100 円
3, 100 円
9, 200 円

を

7, 900円
14, 300円
14, 300円
4, 000円
4, 000円
11, 900円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 第 1 項及び別表第 2 第 1 項の規定は、令和 1 0 年 1 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。